

福岡県いじめ防止基本方針

○ 福岡県いじめ防止基本方針の意義

本県においては、これまで、設置者の別を問わず、いじめ問題の解決を目指して諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。

しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本県においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（以下「国の基本方針」という。）を参考に、本県における全ての学校（公立・私立）において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「福岡県いじめ防止基本方針（以下『県基本方針』という。）を定めた。

県基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」に沿っていじめの問題に対する県内全ての学校（公立・私立）及び市町村教育委員会並びに学校の設置者、県教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化することとした。

○ いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、法（平成25年法律71号）が成立した。

○ 国のいじめ防止基本方針の基本的な考え方

「国の基本方針」は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

いじめ問題に対する学校の取組

学校は、いじめに対する基本姿勢として、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつことが重要であり、いじめが発見された時は、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち対応に当たらねばならない。

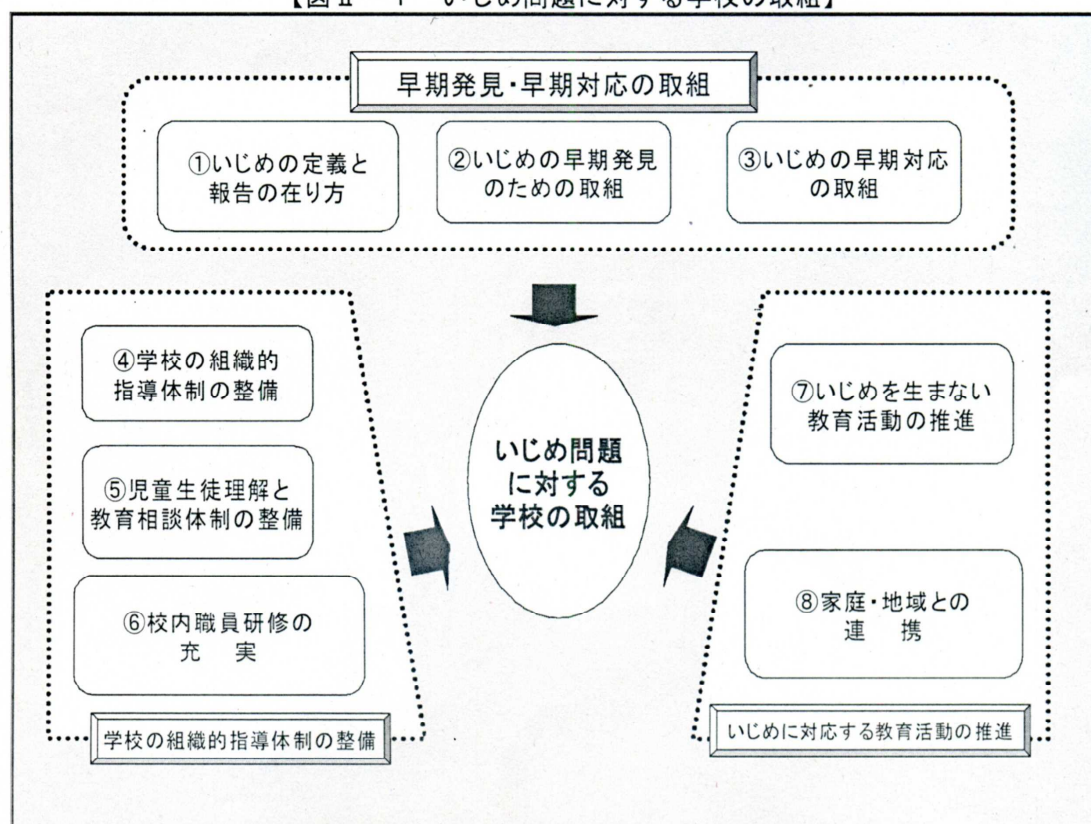
学校におけるいじめ問題への対応の第一の視点は、「早期発見・早期対応の取組」であり、いじめの報告体制やいじめの早期発見・早期対応の取組の見直しに取り組むことが大切である。

また、第二の視点は「学校の組織的指導体制の整備」である。具体的には、教育相談体制を含めた組織的な指導体制の整備、いじめ問題に関する教職員の対応能力を高めるための職員研修等を充実させることが重要である。

第三の視点は「いじめに対応する教育活動の推進」である。学校では道徳教育における生命尊重や思いやりの心の育成、基本的生活習慣や規範意識等の育成を図るとともに、いじめ問題をはじめ学級の諸問題を自分たちで解決していく力を生徒に身につけさせることが大切である。

さらに、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であるため、家庭や地域社会と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日ごろから連携の絆を深めることが重要である。

【図Ⅱ－１ いじめ問題に対する学校の取組】



1 いじめの定義と報告

(1) いじめの定義と解釈

《法におけるいじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

第2条（定義）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注)いじめ防止対策推進法定義による。

本校では、この定義の解釈を以下のように考える。

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な影響」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。仲間はずれや集団による無視をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられたとする生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向け

て指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

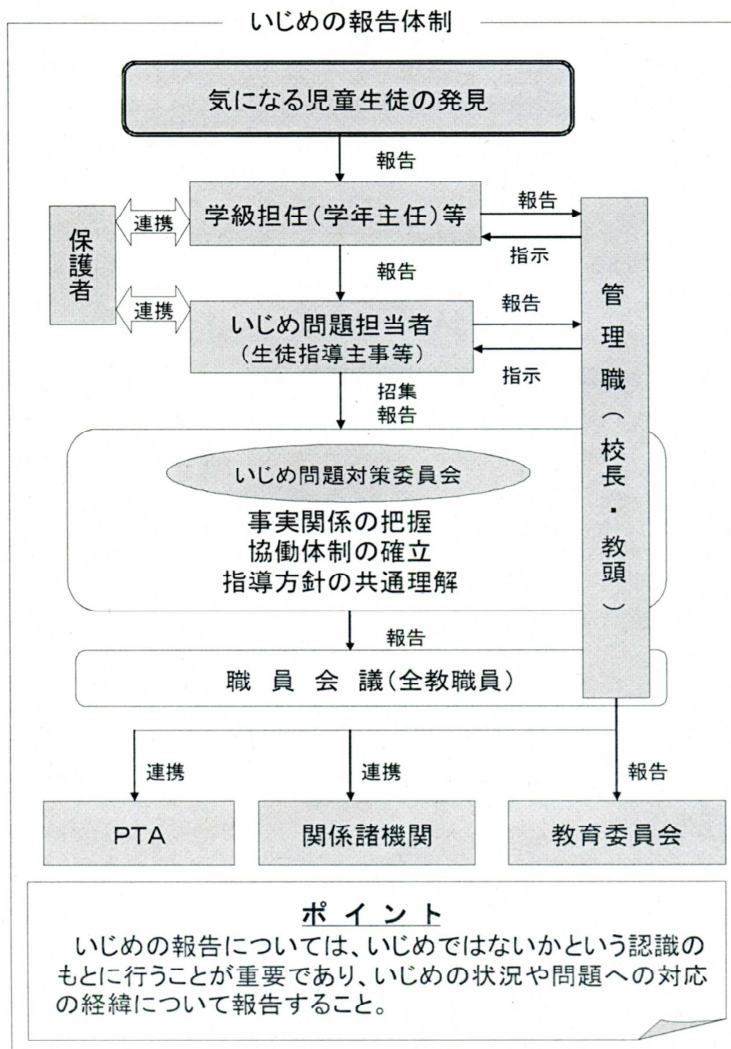
(2) 報告の在り方

いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとするため、生徒や保護者からの訴えやアンケート調査等で、いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する。

報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた生徒の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長は、いじめの状況や問題への対応

の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図る。

【図Ⅱ－２ いじめの報告体制】



2 いじめの早期発見のための取組

いじめは外から見えにくい形で行われることが多く、見ようとして見なければ兆候を見逃してしまう危険性が高いことから、学級担任を中心に全教職員が自覚と責任をもって、生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。したがって、日ごろから学校全体で生徒の生活状況のきめ細かな把握に努める。さらに、教職員相互における緊密な情報交換により共通理解を図るとともに、校長を中心とした学校体制の中で一致団結して取り組む。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒本人からも、いじめている生徒の側からも発せられる。また、短期間、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応する。

(1) 教師の視点からの早期発見の取組

「いじめの早期発見・早期対応の手引」（福岡県教育委員会作成）に掲載してある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」をもとに、学校全体で総点検を行い、学級担任が気になる生徒を抽出し、指導方針等の共通理解を図る。

また、同手引記載の「児童生徒を観る具体的なポイント」をもとに学校生活での生徒の変容からいじめ等の早期発見に活用する方法や、「教師自らを振り返るポイント」をもとにした校内研修等の資料として活用する。

さらには、日常の学校生活から、特に生徒の変化がとらえやすいと考えられる場面を取り出し、継続的に観察する。

具体的には、【登校時から朝の会】の生徒の様子を、生徒を見るポイントと決め、観察した担任が、結果を他の職員に、情報提供や共通理解を図る等の取組を行う。

また、先の「いじめの早期発見・早期対応の手引」記載のチェックリストの《ダイジェスト版》を活用し、児童生徒一人一人の学校生活の様子を定期的に把握し、学年会および校内いじめ問題対策委員会で、いじめに対して配慮が必要な生徒の情報の共有化を図り、今後の指導方針等を決定するとともに、職員会議等で全職員の共通理解を図ることで、いじめの早期発見や未然防止に努める。

いじめが解決したと思われる場合でも、教員の見えないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、解決を短絡的にとらず、複数の教員で連携して継続的に見守る。

(2) 生徒の視点からの早期発見の取組

いじめの早期発見のためには、いじめはどの学級でもどの子にも起こりうることを前提として、生徒からのサインを把握することを目的としたアンケート調査を実施したり、面談を行ったりする。

いじめられている生徒は、望ましい自己概念や学習意欲が低下したり、友だちとの関係が疎遠になったりすることが考えられる。また、学級の雰囲気や教員との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手掛かりになる。したがって、自己概念や学習意欲、友だちや教員との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査や面接等で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながる。

① 「学校生活アンケート」の活用

定期的（6月・10月・2月など）に調査することで、生徒一人一人の変容をとらえる。毎年5月を「教育相談強調月間」と位置づけ、いじめは勿論、不登校及びその他の生徒の悩みの解消に努める。5月は、新しい学年が始まって約1ヶ月が過ぎ、次第に友人関係が固定化してくる頃だと考えられる。また、体育祭後人間関係に疲れたり悩んだりする時期でもある。したがって、学級やグループになじめず疎外感や孤独感を抱いている生徒を把握するのに有効である。

10月は、対人関係だけでなく、学習に関する悩みなども増えてくる頃だと考えられる。したがって、学校行事等の前後にグループ間やグループ内でのトラブルがあったり、学習

についていけなかつたりして、ストレスを抱えている生徒を把握するのに有効である。

2月は、進学・進級等で悩んだり困っていたりすることが考えられる。対人関係や学習面だけでなく、学校生活全般で児童生徒が感じるさまざまな苦悩を把握するのに有効である。

② 面談等の実施

「学校生活アンケート」等で気になる生徒を把握するとともに、教育相談週間等を設定して面談等を行うことで生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。問題の解決に当たっては、事実関係を的確に把握し、関係職員（学級担任、生徒指導担当、養護教諭、学年代表等）を中心にきめ細かく組織的に対応する。

③ 相談ポストの設置

アンケート調査等では、周囲の目が気になって真実を書けない生徒の悩みにこたえるために、相談ポストを設置する。設置場所は、職員室前とする。ポストが機能するように、担当者を決めて、一日1回は、ポストの確認をするとともに、相談内容に迅速かつ適切に対応する。

(3) 保護者の視点からの早期発見の取組

いじめの発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が小・中学校とも多いことから、いじめられている生徒は、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。したがって、保護者会や家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや「家庭用チェックリスト」を配布して、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、連携して解決に当たる。

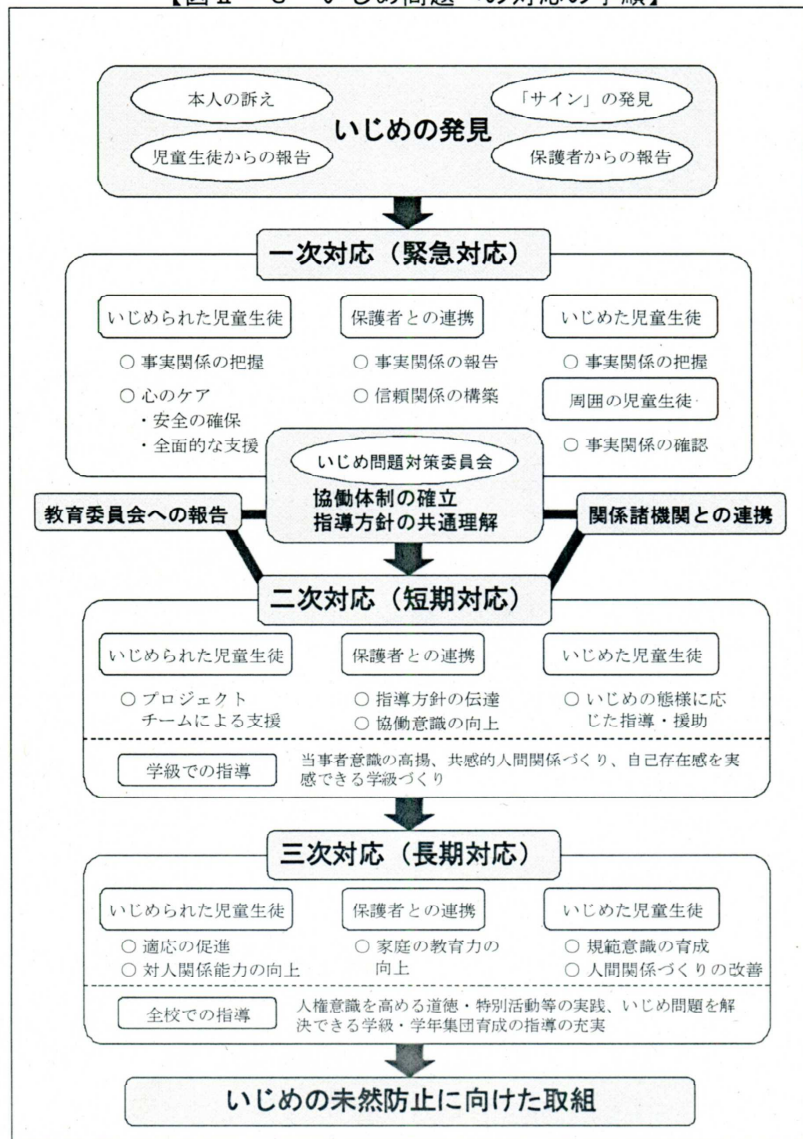
3 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した場合、いじめられている生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが必要である。そして、いじめられている生徒を最後まで守り通す姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していく。

また、いじめた生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮のもと、いじめの非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を行う。

さらに、いじめ問題として確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日ごろの指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努める。

【図Ⅱ－３ いじめ問題への対応の手順】



(1) いじめられている生徒への対応

① いじめの事実関係の把握

いじめられている生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築く。聴き取りに際しては、学級担任との関係等に配慮しつつ、最も信頼を得ることができている教員等が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。

② いじめられた生徒の安全確保と全面的な支援（心のケア）

いじめられている生徒の心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く。」ことをきちんと伝えて、「自分のことを心配し、守ってくれる人がいる」という安心感をもたせ、心のケアを図る。緊急性や深刻さ

を考慮して、必要に応じて、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室等）などが考えられる。

③ 校長、関係職員および保護者への報告と対応の確認

いじめの事実を確認後、いじめられた生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝える。保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。

④ 保護者や関係機関等との連携といじめられた生徒の支援体制の整備

いじめられている生徒と最も信頼関係ができている教員（学級担任に限らず、例えば部活動顧問や養護教諭など）が中心となって、支援体制を確立する。また、当該生徒とかわりの深い教員数名でプロジェクトチームを組織し、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていく。

⑤ いじめられた生徒の学級及び集団への適応促進

いじめられた生徒の対人関係能力の向上や改善のために、生徒の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング（※1）などを行うことも有効だと考えられる。指導に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要がある。その際、いじめられた生徒に対して、「自分に責任があつていじめられているのではない。」ことや、「いじめられていることは恥ではない。」こと等を伝え、本人の自尊感情を高めながら、適切な自己主張ができる力を育てる。

また、いじめの深刻さによっては、相談室や校内適応指導教室等での別室登校、生徒の立場に立った弾力的な学級替え等を工夫することも検討する。なお、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、関係学校長などの関係者の意見も十分に踏まえ、転校等の措置についても配慮する。

※1 アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたコミュニケーションのやり方を学習すること。

(2) いじめている生徒への対応

① いじめの事実と経緯の確認

事情を聴く教員は、感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。

② 校長、関係職員及び保護者への報告

いじめの事実を確認後、いじめた生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。複数の教員で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する。

いじめ問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切である。保護者との信頼関係を築くために、受容・共感的な態度で接する。

③ いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがある。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっている。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要である。なかでも、「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為をはじめとする悪質なものについては、児童相談所や警察と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応について市町村教育委員会と協議する。

④ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじている生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもある。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがある。自己中心的な考え方や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係のあり方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることも必要である。そのためには、保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢を大切にしていく。

(3) 周りの生徒への対応

① 事実関係の確認と当事者意識の高揚

いじめに関する事実関係を確認することによって、いじめを受けた心の痛みや苦しみを感得させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させるとともに、いじめは人権に関わる問題であり、人間として許されない行為であることを理解させ、どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高める。また、いじめを止めたり仲裁したりすることも大切な役割であることを理解させる。

② 人間関係形成能力を高める道徳・特別活動等の実践

道徳の時間の指導や学級活動等を通して、違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくるのが大切である。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫する。

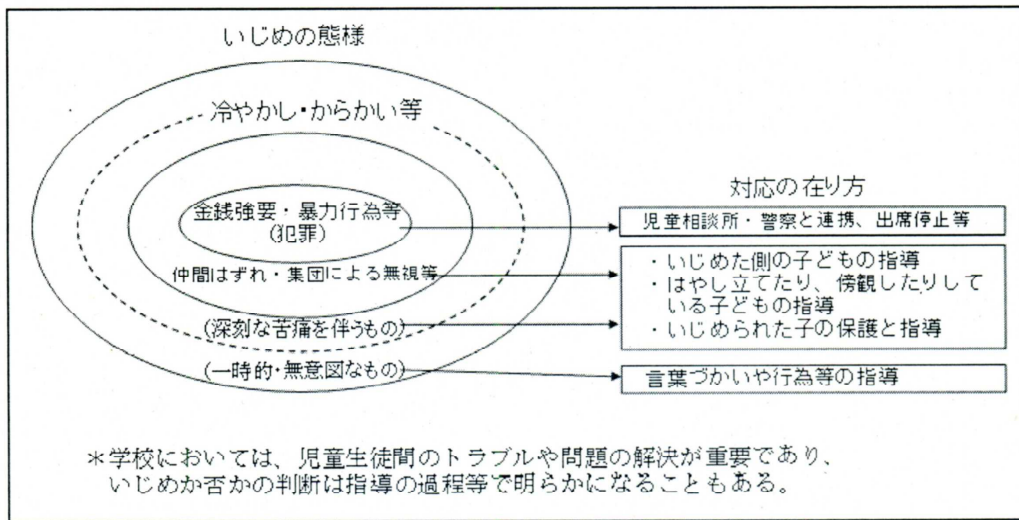
生徒会を中心とした縦割りの異学年交流会などを用いた学級内の人間関係づくりや学級・学年の諸問題の解決のための話し合い活動の充実を図る等の取組を、意図的・計画的に実践する。

③ 自己存在感を実感できる学級づくり・授業づくりの推進

生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるよう工夫する。また、生徒が明るく生き生きとした学校生活を送るには、いじめ問題をはじめ学級等の諸問題を生徒の力で解決することが必要である。

なお、いじめられている子がいじめる側になったり、周囲の子どもがいじめる側に加担したりするなど、その関係は様々に変化していることから、継続的な生徒の観察と指導が必要である。

参考【図Ⅱ-4 いじめの態様と対応の在り方】



* いじめ問題等、生徒間の問題やトラブル等の指導においては、個々の状況に応じて指導を行うが、いじめ等の態様により、対応の在り方の基本を整理しておく。

ただし、いじめは複雑で態様も複数に及ぶことも多くあることを念頭に置いておく。

4 インターネットを通じておこなわれるいじめについての啓発活動

現在は、インターネット社会と言われている。グリー、モバゲー、アメイバー、フェイスブック、ライン等SNSで匿名性から様々な問題が出てきている。例えば、

- 1 グループ内での通信のつもりが誤って別グループに漏れ、トラブルとなる。
- 2 「ラインはずし」と呼ばれる通話のグループから強制的に退会させ、トラブルとなる。
- 3 特定の生徒への暴言もあり、悪口を流されたことで生徒が不登校になる。
- 4 いじめ動画、写真をばらまく等、新たないじめが発生する。

等が発生するようになってきた。

そこで、学校では、年に一回は生徒及び保護者を対象に研修会を開く。この研修会を通して、次のような態度を育成する。

- 1 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を知る。

- 2 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処する事ができる力を育成する。
- 3 インターネットの持っている良さと危険性を知る。

5 いじめ防止の年間計画

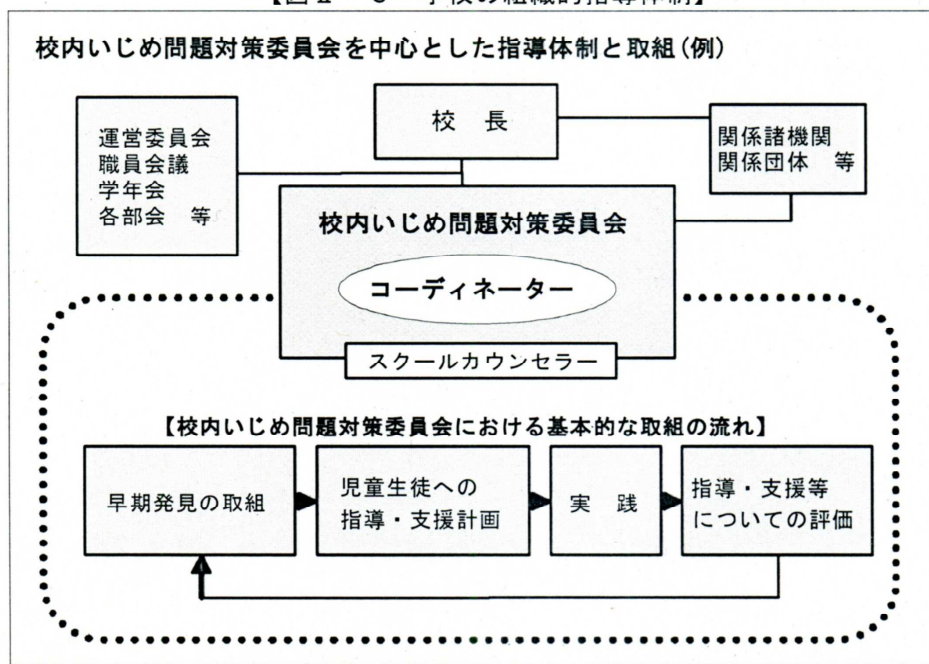
本校の教育相談活動計画に準じて、いじめ防止の年間計画を策定する。

月	取 組 の 内 容
4 月	○1年生は入学資料、2・3年生は指導要録や前年度資料に基づき学校生活における適応上の問題について実態を把握する。 ○家庭訪問を通じた生徒理解及び教育相談 ○生徒理解に関する校内研修会 「相談ポスト」の活用
5 月	○生徒理解に関する校内研修会 ○「学校生活アンケート」 「相談ポスト」の活用
6 月	○「学校生活アンケート」 ○定期教育相談 「相談ポスト」の活用
7 月	○「取組評価アンケート」(学校生活アンケートを含む。) ○個人面談、三者面談 「相談ポスト」の活用
8 月	○「校内研修会」 ○個人面談、三者面談 「相談ポスト」の活用
9 月	○教育相談等に関する校内研修会 (SCによる) 「相談ポスト」の活用
10 月	○「学校生活アンケート」 ○定期教育相談 「相談ポスト」の活用
11 月	○「学校生活アンケート」 「相談ポスト」の活用
12 月	○「取組評価アンケート」(学校生活アンケートを含む。) ○「校内研修会」 ○個人面談、三者面談 「相談ポスト」の活用
1 月	○教育相談等に関する校内研修会 (SCによる) 「相談ポスト」の活用
2 月	○「学校生活アンケート」 ○定期教育相談 「相談ポスト」の活用
3 月	○「取組評価アンケート」(学校生活アンケートを含む。) ○「校内研修会」 ○個人面談 (進学、や就職、進級についての悩み等の解消に向けての個別相談) 「相談ポスト」の活用

5 学校の組織的指導体制の整備

いじめ問題への対応については、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持ち、校長のリーダーシップのもと、学校全体での組織的、継続的な取組を行うことが必要である。また、いじめの早期発見・早期対応においては、生徒が発する悩みや不安のサインに気づき、対応する取組を、学校のシステムとして構築し、生徒の情報を全職員で共有しておくことが必要であり、下図のような指導体制のもと、具体的な取組を推進する。

【図Ⅱ－5 学校の組織的指導体制】



また、それぞれの学校のもつ組織が、いじめ問題の解決に向け有効に機能することが重要であり、次のような配慮を行うことが大切と考える。

(1) 校内組織の整備

① 校内いじめ問題対策委員会

いじめ問題等の取組の推進組織として、管理職、生徒指導主事、学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、責任をもってコーディネートするいじめ問題担当者(生徒指導主事等)を位置づける。

いじめ問題担当者においては、各主事等との連絡・調整や、関係諸機関及び小中学校間の連携を図り、いじめ問題等に関する取組の推進についてその役割を果たすことが必要である。特に、いじめの早期発見・早期対応の取組や教育相談等の具体的な実施について月1回程度開催し計画的に推進する。

《校内いじめ問題対策委員会の役割》

- いじめの事例に対する指導方針・対応方法等の検討
- いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施と把握
- 全生徒を対象とした教育相談週間の学期に1回程度の実施と結果の把握

② 「学校いじめ防止対策委員会」

これまでの県総合対策に基づき、組織的な学校体制の構築等に取り組んでいる。そのうえで、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーは、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、学校職員、警察官 OB などの外部の専門家を中心に入れ、必要に応じて活用できるようにしておく。

③ 生徒指導部

生徒指導部は、教務部等との連携を図りながらいじめ等の未然防止に向けた積極的生徒指導の推進に努めるとともに、「校内いじめ問題対策委員会」との連携を図り、教育相談活動の充実や家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ等生徒指導上の諸問題に関する取組を推進する。さらに、いじめ問題に関する教職員の校内研修を計画的に実施する。

《生徒指導部の役割》

- 年度当初に「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した校内研修会の実施
- 夏季休業期間等に、いじめ問題に関する校内研修会の実施
- いじめの発生時における緊急の会議・研修会の開催

④ 学年会議

定期的に学年会議を開催し、当該学年の児童生徒の情報共有を行うとともに、生徒指導部等で策定されたいじめ等生徒指導上の諸問題に関する取組の確実な実施を行う。

特に、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組については、「手引」にある「チェックポイント」の時系列に応じて役割を分担し、生徒の状況を把握する。

また、学年代表においては、各担任のいじめ問題に関する危機意識を高めるとともに、具体的な対応について指導、助言を行う。

さらに、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーに参加を求め、直接の助言を受ける。

《学年会議での確認事項》

- 定期的な「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用による生徒の実態把握
- 気になる児童生徒に関する情報交換と指導方針等についての共通理解

⑤ 職員会議

いじめ・不登校等の問題行動に関する指導方針、指導方法等について、全職員で共通理解を図り、効果的な指導となるよう情報の共有化を図る。定例の職員会議において、いじめ等に関する教職員の共通理解の場を設ける。また、指導方針等については教職員間で活発な議論が行える雰囲気づくりに努める。

《職員会議での確認事項》

- いじめ問題に関する指導方針・指導方法等の共通理解

○ 気になる生徒に関する情報交換と指導方針等についての共通理解

⑥ P T A ・ 学校関係者評価委員及び学校評議員等

日常的に保護者や地域と適切な連携を図り、学校のいじめ問題に対する基本的な考え方や指導方針、指導体制等について、家庭用チェックリストや家庭用リーフレットを活用して説明し、理解と協力を得る。また、PTA の組織では、保護者等を対象としたいじめ問題に関する研修会の開催等、学校と家庭が一体となった取組を推進する。

さらに、学校は、学校関係者評価委員・学校評議員に対して、いじめ等生徒指導上の諸問題について学校の状況及びその分析等の具体的な資料を提示し、課題解決のための対策について、積極的に意見や助言を求める。また、様々な関係機関と連携関係を日頃から構築しておく。

(2) 学校組織の機能化・活性化の視点

① 報告体制・連絡体制の確立

いじめや生徒間のトラブル等への組織的な対応を行うためには、その確実な報告や連絡がなされなければならない。そこで、学校の状況に応じた「校内報告・連絡マニュアル」等を作成するなどして、校長に適切な報告がなされるようにするとともに、全教職員が情報の共有を行えるようにする。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなく、生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。また、コーディネーター的役割を果たす教員が責任をもって確実に連絡・調整に当たる。

② 教職員の共通理解

ア 情報の共有化・共通理解

学級担任は開かれた学級経営に努め、学校全体で一人一人の児童生徒を育てる意識をもつことが大切であり、問題を一人で抱え込むことなく、他の教職員とともにその解決に当たることが重要である。そのためには、情報の共有化を図り指導方針等の共通理解を図っておく。また、小中学校間での情報交換を密にし、気になる生徒の情報の共有化を図る。

- 気になる生徒の個人カルテへの記録
- 学年・学校内及び小中学校間での情報交換
- チェックリスト等での観察

イ 指導方針・方法の共通理解

いじめ問題への対応は、「校内いじめ問題対策委員会」等において、いじめの態様や原因、背景に応じて指導方針や指導方法を明確にして対応する。指導においては、職員会議や学年会議等で、具体的な指導内容・方法等の共通理解を図りながら組織的に行う。

- いじめ問題担当者（生徒指導主事等）が職員会議において指導方針等を説明

ウ 指導状況、経過の共通理解

対応においては、状況に応じて学年会議、職員会議、「校内いじめ問題対策委員会」等を開催し、指導状況や指導経過の情報を共有し、的確な指導を行う。

- 学年会議・職員会議での気になる生徒の指導状況の報告
- 学年会議・職員会議での指導方針・内容・方法の確認

③ 継続的・計画的な取組

いじめ問題の取組においては、いじめが起こっているのではないかという危機意識を持ち続けることが重要であり、定期的に学校全体で「総点検」を行う。その際、「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用し、校内での取組に限らず、家庭用のチェックリストの活用等も行い、徹底して行うことにより、生徒の人間関係や教職員の指導状況の把握につながり、いじめの未然防止はもとより、積極的生徒指導推進やいじめ問題対応のチェックリスト作成の改善につなげる。

- いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施

④ 評価・点検

いじめ問題に関する取組については、定期的に評価を行うことが必要であり、「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部等組織ごとに評価を行い、学校全体として組織が機能しているかを評価する。

また、生徒の悩みや不安への教育相談の実施状況やチェックポイントの活用状況、アンケートの実施状況、家庭との連携した取組等について、それぞれの具体的な取組についての評価や点検を行う。

さらに、評価や点検により浮かび上がった課題については、早急に改善を行う。

【表Ⅱ－４ いじめ問題の取組に関する評価表】

A：十分できている B：ほとんどできている C：やや不十分である D：できていない

	点検項目	評価	改善に向けて
1	職員会議等でのいじめ問題に関する指導方針等の確認		
2	校内報告・連絡マニュアルの作成		
3	年度当初、手引を活用した研修会の実施		
4	夏季休業期間等に、いじめ問題に関する研修会の実施		
5	月1回「校内いじめ問題対策委員会」の実施		
6	気になる子の個人カルテへの記録		
7	週1回学年会議を開き気になる子の情報交換		
8	職員会議等での気になる子の指導状況の報告		
9	全生徒を対象とした教育相談の年2回の実施		
10	定期的な「チェックリスト」(ダイジェスト版)の活用		
11	年2回のいじめの早期発見に向けた「総点検」の実施 「チェックポイント」の活用、アンケート調査の実施等		
12	年度当初、保護者へのいじめ問題への取組 「家庭用チェックリスト」等の説明)		
13	保護者対象のいじめ問題に関する研修会の実施		
14	地域における連絡会議の開催		

⑤ 校長のリーダーシップとコーディネーターの位置づけ

いじめ問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップが最も重要であり、最高責任者として、生徒の人権や命を守り抜く強い意志が求められる。

また、教職員の指導状況等について、校内巡視等を通して的確に把握し、必要に応じて指導することが大切である。さらに、チェックリストの活用や教員の教育相談・教員の生徒理解のための会議や研修会の実施のため、校内研修や諸会議の見直し等を図り、計画的な実施に努めることが必要である。

主事には、いじめ問題等生徒指導に関する取組に関して、取組全体のコーディネーターとして具体的な対応への指導・助言や連絡・調整を適切に行う役割がある。

コーディネーターとしての生徒指導主事の役割

- 「校内いじめ問題対策委員会」の企画と運営
- 個々の事例に対する具体的な指導、助言
- いじめに関する校内研修の企画と運営
- 各主事やスクールカウンセラー等との連絡・調整
- 関係諸機関や小中学校間との連携等

他の主任・主事等の役割

- 教頭
 - ・「校内いじめ問題対策委員会」等の運営、及び運営に関する指導・助言
 - ・いじめのチェックや共通理解のための会議・教育相談の実施等のための校務運営の工夫・改善
 - ・教職員の指導状況についての指導・助言
 - ・P T Aや関係機関との連携等
- 教務主任
 - ・生徒指導主事との連携による、いじめ問題に関する取組状況の把握
 - ・いじめの未然防止に向けた、教育課程の編成・実施・評価による積極的生徒指導の推進
- 養護教諭
 - ・生徒の心身の健康に関する指導
 - ・各担任等への情報提供
 - ・児童生徒の心の居場所づくりへの支援等
- 研究主任
 - ・教職員の児童生徒理解の深化を促す校内研究の推進等
- 学年主任（代表）
 - ・学年での情報の共有を図る具体的な方策の実施
 - ・いじめ問題に関する取組の各学級での取組状況の把握と指導・助言等
- 生徒会担当
 - ・いじめ問題との関わりで適切な指導・助言等

⑥ スクールカウンセラーの活用

学校組織の機能化・活性化のために、スクールカウンセラーを積極的に活用する。具体的には、個々の事象について、スクールカウンセラーが担任や保護者等と個別面談を行って、対応を協議したり、校内職員研修の事例研修会等における生徒理解や対応の在り方、カウンセリング技能向上のための実技演習等を実施する。また、校内いじめ問題対策委員会において、教員と保護者の共通理解や専門機関との連携を図るためのアドバイスを受ける。

6 生徒理解と教育相談体制の整備

生徒が教員に心を開くためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。信頼関係を育むためには、教員が日頃から一人一人の生徒を、かけがえのない存在としてとらえるとともに、肯定的に見ようとする姿勢や態度が重要である。また、学校における教育相談を有効・適切に行うには、単に相談の考え方や手法のみを問題にするのではなく、様々な機会と場面において学校全体として組織的に教育相談活動を推進する体制の整備が必要である。

(1) 個人面談、アンケート調査等による生徒理解の深化

① 教育相談週間の設定と計画的な個人面談等の実施

学期に1回程度の定例的な相談日（教育相談強調月間等）を設定し、計画的に個人面談等の相談活動を推進する。相談相手を担任に限定せず、生徒の希望を優先するなどの工夫をして、相談しやすい環境づくりにも配慮する。

② 「学校生活アンケート」の実施

教育相談担当教員等が中心となり、学校や学年の実態に応じて学期に1回程度のアンケート調査を行う。アンケートの内容は、「学校生活アンケート」を参考にして、項目を選定する。

③ 相談ポストの設置

校内に相談ポストを設置して、生徒の声を広く受け止めることができるようにする。ポストの設置場所や内容の公開には、個人情報保護されるよう十分に配慮する。

(2) 教育相談担当者等を中心とした教育相談体制の充実

① 教育相談担当者等による連絡会議の開催

学校における教育相談の担当者を校務分掌に明確に位置づけ、校内の相談体制の充実を図るために週1回の会議を定例化する。会議では、教育相談週間や学校生活アンケートの実施計画および結果の分析等を行う。会議のメンバーは、生徒指導主事、養護教諭、学年代表等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーを参加させるなど、いじめ等の問題の早期発見・早期対応に努める。

② スクールカウンセラー等の専門家を活用した校内研修等の実施

教育相談担当者は、スクールカウンセラー等の専門家と積極的に連携を図りながら、生徒理解を深めるための校内研修等を運営する。また、いじめ問題解決後に、いじめの発生

要因を分析するとともに、いじめ問題から学んだことをどう生かせるかを協議することで、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組に生かすとともに、再発防止に努める。

③ 教育相談等の時間を確保するための校務運営の工夫

教育相談の充実のためには、日常的に担任等が生徒と向き合える時間を確保することが重要である。学校全体で業務を精選したり、会議や研修会等を夏季休業中に行うなど効果的な方法を工夫し、教育相談を行う時間の確保に努める。

7 いじめ問題に関する校内職員研修の充実

校内職員研修は、教育目標の達成や教育課題の解決のために、職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものである。特に、いじめ問題に関する校内職員研修においては、教員自身の感受性や共感性を高めることを目的として、実効性のある研修を実施することが求められる。

いじめ問題に関する校内職員研修の内容としては、「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した研修や、いじめ問題について共通課題を持ち、教員一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出したりする研修を行う。

(1) いじめ問題についての適切な認識と共通理解に関する校内研修会の実施

年度当初にいじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図る研修会等を開催し、「いじめはどの学校にもどの子にも起こりうる」という危機意識を高めるとともに、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を積極的に活用しながら、いじめ問題に関する取組の計画的な実施について共通理解を図る。

◇ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した研修会の進め方

ア 研修会の目的と進め方の説明（10分程度）

- 目的 いじめ問題に関する危機意識を高める。
いじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図る。
- 進め方 90分間の研修会の流れを説明する。

イ いじめの現状の理解（10分程度）

- 内容 いじめ問題の現状理解。
いじめの定義および基本認識の確認。

ウ 本校におけるいじめ問題の実態把握（15分程度）

- 調査等の分析 事前に実施した「学校生活アンケート」等の結果をもとに、実態把握と現状理解を行う。

エ いじめの早期発見・早期対応の在り方についての共通理解（40分程度）

- 早期発見 ・「いじめ・人間関係トラブル早期発見のためのチェックリスト」、

「ダイジェスト版」、「学校生活アンケート」、「家庭用チェックリスト」等の項目および活用方法等の説明。

- 早期対応
 - ・いじめられた生徒、いじめた生徒、周りの生徒等への指導・援助の在り方についての説明。
 - ・いじめ問題に対する指導方針の説明。
- 校内体制
 - ・校内いじめ問題対策委員会等を中心とした校内生徒指導体制の説明。
 - ・校内教育相談体制の整備に関する説明。

オ 質疑応答および指導・助言（15分程度）

- 質疑応答 校内の指導体制および指導方針についての質疑応答を行い、校内のいじめ問題への対応について共通理解を図る。
- 指導・助言 生徒指導担当指導主事等の講師による指導・助言を行う。

(2) いじめ問題に関する事例研究会の実施

夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や生徒理解の深化等の研修会を開催し、生徒の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し支える共感性を高める。また、研修会の開催に当たっては、スクールカウンセラー等の専門家を招聘するなどして、教職員の実践的な指導力の向上を図る。

◇ いじめ問題に関する事例研修会の進め方

ア 事例研修会の目的と進め方の説明（10分程度）

- 目的 解決すべき課題を発見する力を養う。
具体的かつ実践的な解決策を作成する。
- 進め方 90分間の研修会の流れを説明する。

イ 事例の提示（5分程度）

- 資料 資料はA4用紙1枚にまとめる。
内容は、いじめの概要を時系列に整理したもの。
指導の内容や経過は記載しない。

ウ 課題の焦点化（10分程度）

- 質疑応答 参加者は、いじめの状況の理解や対応の在り方を考えるために必要な情報について質問する。事例提供者は、簡潔に答える。時間の節約のため必要最小限の答弁とし、付随事項は説明しない。

エ 対応策の検討（50分程度）

- 個人研究 課題解決に向けて、個人で対応策を考え、指導方針や手順等を説明できるように準備する。
- グループ協議 4～5人でグループを作り、対応策を立案する。

- ・全員が発言できるように配慮する。
- ・具体的で実行可能な対応策を検討する。
- ・憶測で発言せず、事実に基づいて協議をする。

○全体協議 各グループの発表をもとに、参加者全員で、学校としての対応策を検討する。

- ・質疑応答を行い、全体で協議し深める。
- ・必ずしも一つの結論として解決策をまとめなくてもよい。

オ まとめ及び指導・助言（15分程度）

○まとめ 事例提供者が実際に行った指導方法や経過及び結果について説明する。
また、今後の対策について述べる。

○指導・助言 スクールカウンセラー等の講師による指導・助言を行う。

(3) 教職員の資質を高める研修の実施

学校生活において、教員の言動や価値観は、有形無形を問わず生徒に影響を与えている。軽率な言動が誤解され、教員の気づかないところでいじめを誘発したり助長したりする可能性もある。したがって、教員は日ごろから、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的にとらえ直すとともに、生徒との信頼関係を構築することが大切である。

① 教員自らの言動を見直す取組の実施

「いじめの早期発見・早期対応の手引」に掲載してある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを発見するための生徒の見方や観察の観点を理解したり、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにしたりするための自己評価を定期的実施する。

【表Ⅱ－５ 自己評価のためのチェックリスト】

	評価項目	自己評価
1	子どもの表情や言動を観察しながら、温かい言葉かけをしている。	1-2-3-4
2	規律等の指導をする際は、一方的な叱責にならないよう心がけている。	1-2-3-4
3	気分や場の雰囲気に乗じて、軽率な言動をしないよう心がけている。	1-2-3-4
4	特定の子どもばかり叱ったり褒めたりしないよう心がけている。	1-2-3-4
5	子どもの言動や表情の変化に気づくように普段の様子を把握している。	1-2-3-4
6	自治的な内容でも、その場を離れず子どもの言動を見守っている。	1-2-3-4
7	子どもの人間関係づくりに関する学級や学年の取組に力を入れている。	1-2-3-4
8	子どもと触れ合う時間を意図的に増やそうとしている。	1-2-3-4
9	ノートや作品等に自己存在感を実感できるコメントを必ず入れている。	1-2-3-4
10	ール等での個人的な誹謗・中傷を把握するアンケート等をしている。	1-2-3-4

② 児童生徒や保護者との信頼関係づくりに関する研修の実施

いじめ問題の対応や解決に向けての取組では、教員と児童生徒及び保護者との信頼関係が重要である。信頼関係を作るためには、相手の心情を共感的に理解することが必要である。したがって、教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方についての研修を実施する。研修実施に当たっては、スクール・カウンセラーや指導主事等の外部講師を活用したり、討論会、ロールプレイング、フィールドワークなど参加体験型の手法を活用したりする。

◇ 信頼関係づくりに関する研修会の進め方～ロール・プレイングの手法の活用～

ア 研修会の目的と進め方の説明（10分程度）

- 目的 いじめに関係した生徒や保護者の心情を共感的に理解する。
 具体的かつ実践的な解決策を作成する。
- 進め方 90分間の研修会の流れを説明する。

イ グループ編成（5分程度）

- グループ編成（4グループ）
 いじめられた生徒役（A班）・その保護者役（B班）
 いじめた生徒役（C班）・その保護者役（D班）

ウ ロール・プレイング（20分程度）

- フリートーク それぞれの立場になりきって心情を語る。
 A班の課題 いじめられた生徒は何を感じ、どのような思いで生活しているか、誰に何を訴えたいか、などの心情を出し合う。
 B班の課題 いじめられた生徒の保護者の思い、心の痛み、学校への要望や不満、加害者への怒りなどを保護者に立場に立って出し合う。
 C班の課題 いじめた生徒は何を感じ、どのような思いで生活しているか、なぜ、いじめ行為に至ったか、などの心情を出し合う。
 D班の課題 いじめた生徒の保護者の思い、心の痛み、学校への要望や不満、行為の正当化などを加害者側の立場に立って出し合う。
- カードの記入 それぞれの班で出し合った心情を、カード（心情カード）に書いて掲示する。

エ 課題の整理（40分程度）

- 個人研究 「心情カード」をもとに、それぞれの立場の願いや訴えに応えるための「方策シート」を作成する。「方策シート」には、「誰が、いつ、誰に、何を、どのようにするか」を具体的に記入する。

- 全体協議 個人で作成した「方策シート」を発表し合い、保護者の要望や生徒の願いを共有するとともに、いじめ問題への対応策を共通理解する。

オ まとめ及び指導・助言（15分程度）

- まとめ 全体協議の内容をもとに、いじめを予防するための学校・学級づくりについて各自でまとめる。
- 指導・助言 スクールカウンセラー等の講師による指導・助言を行う。

8 いじめを生まない教育活動の推進

生徒が明るく生き生きとした学校生活を送るためには、いじめ問題をはじめ学級の諸問題を生徒の力で解決していく力をつけることが必要である。

このため、学級での活動や生徒会活動、体育的・文化的な実践活動に取り組む中で、生徒一人一人の存在感や学級としての連帯感を育てるとともに、自然体験や人間関係を豊かにする教育活動を通じて良好な人間関係を構築することで、社会性や情操を培う。

また、自ら命を絶つという痛ましい事件が起きないように、かけがえのない生命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や生きる力を育む心の教育の充実に努める。

さらに、家庭や地域社会との連絡を密にしながら、情報の共有化や行動の連携を行う中で、地域に根づいた信頼される学校づくりを推進する。

(1) 生徒への指導の充実

① 人間関係スキル育成の取組の推進

教員と生徒、生徒相互の豊かな人間関係を醸成するために、生徒の発達段階に即した人間関係づくりのトレーニング等の充実に努めるとともに、受容的・共感的理解に立った学級経営や望ましい集団活動を通して学級集団づくりに努める。

また、生徒の興味・関心や考え方、感じ方の違いを大切に授業、課題意識を大切に問題解決的な授業、体験的な活動を取り入れた授業等により、一人一人のよさや可能性を生かすようにするとともに、集団宿泊的な行事や奉仕的活動等の体験的な活動を通じて、生徒一人一人の存在感や連帯感を育てる等の、教員と生徒、生徒相互の豊かな人間関係づくりに努める。

② 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

学校教育のあらゆる場面で、生徒の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、命の尊さや他を思いやる心を育む道徳教育を充実させる。また、道徳の時間の指導の充実に図り、人間としての在り方生き方等について考えさせ、生徒の自覚を高めるように努める。

また、道徳的実践の指導の場として、勤労・奉仕活動等を地域活動と関連させて設定し、栽培や勤労・奉仕体験等の命や人の温かさに触れる体験の充実に図る。

③ 基本的生活習慣や規範意識の育成

学校だよりや家庭用リーフレットを活用して学校と家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣育成の取組の充実に努める。

また、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の関連を図り、全教育活動を通じて、挨拶の励行、きまりの遵守、正義感等の規範意識を高め、一人一人が心豊かでたくましく生きる力を育てる。さらに、異年齢交流活動や職場体験活動、高齢者との交流等の社会的な体験を通じて、社会性や規範意識を醸成する。

(2) 学級・学年集団の育成

① いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

「学校生活アンケート」の調査結果や相談ポストの活用等による学級・学年の課題に気づく取組の充実に努めるとともに、学級活動等において、学級・学年の課題を解決する話し合い活動を設定し、生徒の自主的・実践的な活動の充実に努める。教科等の学習では、小集団学習や発表会、話し合い活動を通して、生徒が相互に交流できるような場を設定し、授業の中で互いの意見や感想を認め合えるような集団づくりを推進する。

② 生徒の自治的活動の推進

生徒会活動等において、自発的・自治的活動の推進を図り、いじめ問題を自分たち一人一人の問題として考えさせ、生徒総会における「いじめ追放宣言」等を通して、いじめは絶対に許されないという意識を育成するなどの、意図的・計画的な活動を推進する。

③ 生徒の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

生徒一人一人の連帯感・存在感を高めるために、学校行事(体育会や合唱コンクール等、生徒の役割や存在意義を) 実感させる奉仕・勤労体験活動等、体験活動の充実に努める。

※自己肯定感を持たせる3つのポイント

次の3つのポイントを家庭・地域と連携して取り組む必要がある。

- 1) 自分の将来への目標が持てること。
- 2) 自分のよいところを見つけられること。
- 3) 自分の存在が他人のために役立っていること。

(3) 家庭・地域連携の教育活動

① 家庭との連携の促進

生徒のよりよい育成には、学校の教育の在り方について家庭の理解を求め、連携した取組を推進することが必要である。そのため、学校は、PTA 総会・PTA 役員会・学級懇談会・地域懇談会等、様々な機会をみつけて、生徒の状況や学校の教育方針・教育活動等を十分に家庭に伝えるとともに、基本的な生活習慣や規範意識の育成等、学校と連携しながら家庭で取り組むべき内容についての取組を充実させる。

② 地域との連携の促進

地域の環境を大切に活動や伝統文化を継承する活動等を通して、地域の人と生徒とのつながりをより強いものに高めることが重要であり、伝統文化継承活動・環境保全保護

活動等の地域活動への参加を促進し、地域の生徒や学校の取組への理解を進める。

9 いじめ防止に資する命の教育の充実

命の教育は、命を学ぶと同時に命に学ぶ教育である。命がいかに大切であるかを、言葉として表現したものを理解するとともに、命そのものに接する中で感じ取ることが重要である。

そこで、道徳の時間の指導の充実を図る。ねらいを明確にした道徳の時間の指導で、命を実感させるとともに、学校の総合的な学習の時間や職場体験活動、奉仕体験活動等、地域と連携した多様な活動の場を設定し、命を実感させながら、自他の命を大切にすることができる子どもの育成を図る。

(1) 命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実

道徳の時間において、命を次のような視点からとらえ、指導の充実を図る。

命をとらえる3つの視点

偶然性

今、ここにこうして生きていること、存在していることは、いくつもの偶然が重なった結果であるということ。偶然性からの理解は、今の自分を支える人、もの、ことへの感謝へと発展する。

有限性

一つしかない命、一度しかない人生、命には、始まりがあり必ず終わりがあるということ。有限性からの理解は、今を楽しむこと、今を有意義に生きることへと拡大する。

連続性

ずっと昔の祖先から受け継ぎ、未来の子孫へと受け渡していく命。以前の誰かがいなくなっても存在できない命、この自分があって初めて出会える命。連続性からの理解は、自らの命を絶つこと、他の命を軽んじることがいかに許されないことかを考えることへと深化する。

自分の命が自分だけのものではなく、過去にさかのぼり、さらには未来を展望し、すべての人たちとのつながりの中に自分の命があることに気づかせていく。その中で、最も身近で、最も強いつながりを持ち、自分の誕生からずっと見守ってくれている家族の思いを通して命を大切にすることを指導する。そして、愛されている自分を感じつながっている命を大切にすること。

このような関係をふまえて、生命尊重を基盤としながら、家族愛を内容項目とした道徳の時間を構成する。このとき用いる資料として、誕生（誕生日）に関わる話や、老いや病気に関わる話を資料として活用した指導を行う。

下に示す資料は、この考え方を反映できる内容構成の読み物資料である。年間計画を勘案し適宜位置付け、指導を行うものとする。

【表Ⅲ－1 例示読み物資料】

資料名	概要	価値	出典
-----	----	----	----

瞳スーパー デラックス	骨肉腫と闘った猿渡瞳さんの、「皆さん、本当の幸せって何だと思いますか。」から始まる作文「命を見つめて」を中心に、瞳さんの闘病の様子、彼女を支える母親の様子を描く。読み物資料とともに、ドラマ化されてテレビ放送されたものがDVDとして配布されている。	生命尊重	DVD
へその緒	いじめを苦に自殺まで考えた女の子を思いとどまらせたのは母親が見せた「へその緒」そして父親が聴かせた出産時の音声テープだった。そこで語られた命がけの出産の話に与えられた命の重さを思う。一つの命に注ぎ込まれる親の愛の深さを描く。	家族愛	文部省資料集

(2) 命を大切にすることを育む体験活動の充実

体験活動は、事実や自称との関わりの過程で、主として感覚機能を用いて自己を容れる営みである体験を、生徒の人間形成に役立つように、教育的配慮で編成したものである。命を大切にすることを育むためには、命と直接接する場面を持った体験活動の設定が必要である。そこで、3つの場面を考える。

命を実感する3つの場面

生まれくる命

生命の誕生の場面は愛情と希望に満ちあふれている。この場面に出会うことで、自分の誕生の時の家族や親戚の人々の喜びを想像することができる。命をいとおしむ心の原点である。

育つ命

生命は躍動している。夢や希望に向かって進んでいる。夢や希望は、その原動力であり、基盤となるのは命そのものである。たくましく生きる力に生命の神秘を感じ、自らが生きていること自体に喜びを感じることは、命への畏敬である。

死にゆく命

どんな生命にも限りがあり、終わりがある。永遠の別れである死の場面は悲しみに包まれる。それ故に、これまでの生き方が映し出され、関わる人とのつながりが見える。死から目をそらさないことは生を真っ直ぐに見つめることである。

この3つの場面を直接的、間接的に体験できる活動を特別活動や総合的な学習の時間等といった教育課程上に明確に位置づけ、実施する。その際、体験のための事前・事後活動を設定し、気づきや振り返りを大切にしながら、生徒の自主性が育つように配慮する。また、道徳の時間に見出した道徳的な価値を、体験活動の中で確かめたり、

体験活動で感じたことを道徳の時間に再認識したりできるよう、道徳の時間の主題配列や指導内容を工夫するなど、体験活動と道徳の時間の関連を図る。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
 - (例) ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

(法律事項の整理)

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の下組織の設置と事実関係の調査(第28条第1項)
- 学校が調査を行った場合の関係生徒及び保護者への情報提供(第28条第2項)
- 重大事態の発生にともなう県教育委員会(市教育委員会)を通じた知事(市長)への報告(第30条第1項)

(3) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者に、事態発生について報告する。
- 県教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、市教育委員会からの報告を求めるものとする。
- 市教育委員会は、市が設置する学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告しなければならない。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断しなければならない。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法より組織する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象とな

る在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

② 調査結果の報告

調査結果は、当該市長に報告する。併せて、県教育委員会に対しても報告する。

【参考・引用】

福岡県いじめ問題総合対策 平成19年2月 福岡県教育委員会

柳川市いじめ問題総合対策 平成19年4月 柳川市教育委員会

福岡県いじめ防止基本方針 平成26年4月 福岡県